明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○特定事業所の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所を定める省令の一部を改正する省令（**総務**五六）　二

○会社計算規則の一部を改正する省令（**法務**一六）　二

〔告　示〕

○政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（**総務**二二六）　二

○平成二十五年七月二十八日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙に係る政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件（**中央選挙管理会**六）　二

○除籍の一部が滅失した件（**法務**一九二）　二

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**同**一九三）　二

○日本国に帰化を許可する件（**同**一九四）　二

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**一五）　三

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**一六）　三

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**一七）　三

○平成二十五年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日、場所及び出願の期限を定める件（**文部科学**七八）　四

○日本私立学校振興・共済事業団に係る助成勘定から長期勘定への繰入れに関し定める件の一部を改正する件（**同**七九）　四

○両筑平野用水二期事業に関する事業実施計画の変更を認可した件（**厚生労働・農林水産・経済産業**二）　五

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一六二九）　五

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**一六三〇）　五

○保安林の指定をする件（**同**一六三一～一六三五）　五

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**五〇三～五〇六）　六

○平成二十五年国土交通省告示第四百六十号を廃止する件（**同**五〇七）　七

○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（**防衛**九九～一〇二）　八

○登録住宅性能評価機関の役員の氏名等を変更した件（**近畿地方整備局**一四九）　九

〔国会事項〕

総務省　財務省　九

〔人事異動〕

総務省　財務省　九

〔官庁報告〕

産　業

日本工業規格（経済産業省）

標準仕様書（TS）の継続について（同）　九

国家試験

薬剤師試験委員の公告（厚生労働省）　一〇

平成二十五年度通訳案内士試験公示（観光庁）　一〇

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

財団、有権者申出方関係　一二

裁判所

相続、失踪、破産、免責、再生関係　三

会社その他

二六